

岩手県監査委員告示第20号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第33号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 (1) 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 令和3年6月18日
 - イ 本監査実施日 令和3年7月26日
- (3) 監査結果の公表の日 令和3年8月27日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の契約に当たり、契約保証金を免除することができないにもかかわらず、免除しているものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	経営企画部において契約保証金の取扱いについて認識に誤りがあったものであり、再発防止のため、課内に周知するとともに、契約保証金を免除する場合は適用条文の写しを添付するよう改善を行った。 また、岩手土木センターにおいては、経営企画部から契約書類等の受領後、監督員の選任何の際、契約書の内容確認を徹底し、適正に処理されているか相互に確認を行うことにより再発防止に努めることとした。

- 2 (1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 令和3年5月12日から同月13日まで
 - イ 本監査実施日 令和3年7月7日
- (3) 監査結果の公表の日 令和3年8月27日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表等を整理していないものが22件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	備品管理一覧表等の整理を令和3年7月5日に完了した。 今後は、物品の管理に当たって、備品管理一覧表等を整理する担当者を明確にするとともに、相互チェックを行い、再発防止に努める。

- 3 (1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 令和3年5月27日
 - イ 本監査実施日 令和3年7月26日
- (3) 監査結果の公表の日 令和3年8月27日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
河川占用料等の徴収、成功認定検査等の実施に当たり、執行管理体制に不適切なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	事務担当者以外の職員（課長）が、「管理課業務点検表」により書類及び業務進捗を点検することとした。 また、「許認可・収入事務、法廷受託事務進行管理簿」により、事務の進捗管理を行うこととした。

4(1) 監査対象機関名 県北広域振興局土木部二戸土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年5月20日

イ 本監査実施日 令和3年7月6日

(3) 監査結果の公表の日 令和3年8月27日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の理由が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	会計事務自己点検チェックシートの変更契約の項目に、チェック項目を追加し、変更契約起案時に添付することで、複数チェックを徹底することとした。